琴浦町

ふるさと納税を活用した

ふるさとまちづくり団体応援交付金のご案内

琴浦町を将来にわたり持続可能で活力ある地域にするため、地域課題に取り組む NPO 法人やまちづくり団体の活動を支援します

ふるさとまちづくり団体応援交付金は、ふるさと納税（個人版・企業版）を活用した活動資金の調達により支援する制度です。

寄附者が支援したいと思う琴浦町内の NPO 法人や まちづくり団体を指定し、その寄附金の活用により指定された団体に対して交付金を交付します。

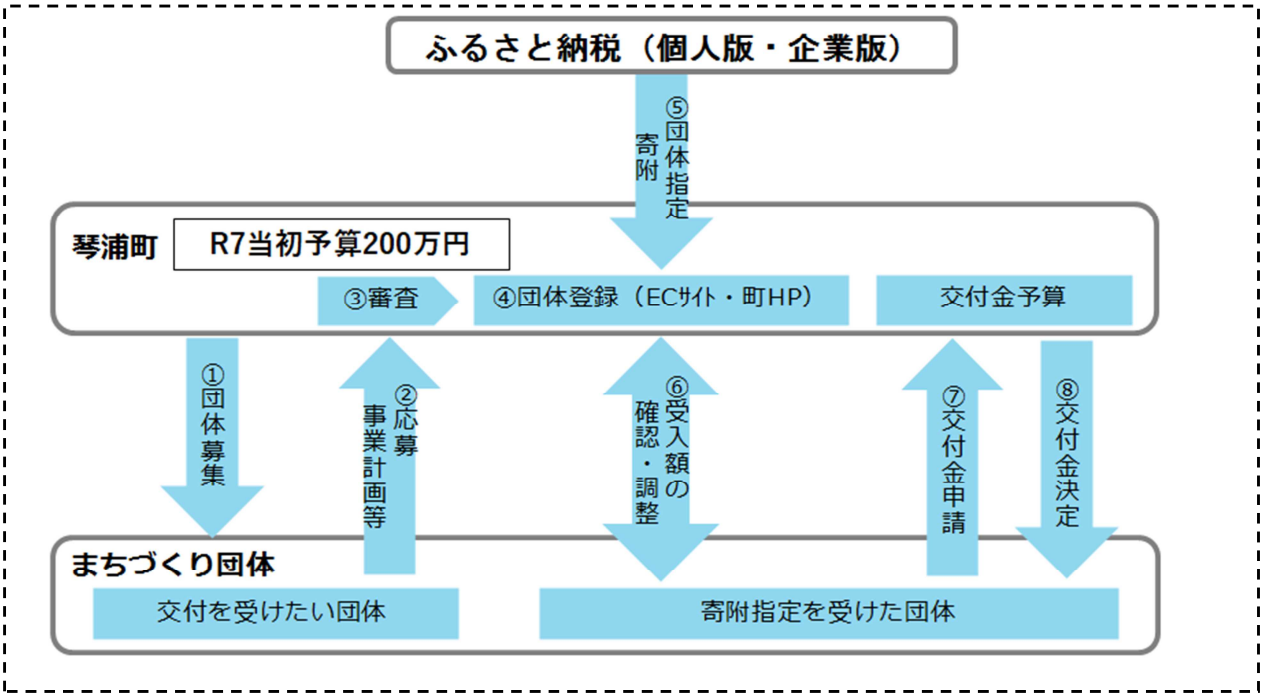
この交付金を受けるためには、団体登録が必要です。団体・活動要件がありますので、まずは企画政策課にご相談ください。

■ふるさと納税を活用した交付金のポイント

- **企業版**から団体指定で入った寄附は、その団体へ**１０割交付**
 ➢琴浦町のホームページにおいて、寄附募集を行います
- **個人版**から団体指定で入った寄附は、その団体へ　**８割交付**　※２割は事務費
 ➢ふるさと納税サイトにおいて、寄附募集を行います

※町としては、制度・登録団体の紹介を行いますが、個別の団体への寄附をお願いすることはできません。登録団体においては、活動の目的、魅力、成果などを SNS 等の広報媒体で情報発信を行い、様々な方法で寄附募集（団体 PR）をお願いします。

○琴浦町ふるさとまちづくり団体応援交付金__事業の流れ



制度内容

■登録団体とは

一定の要件を満たす公益的活動を行う団体で、町が審査し、寄附者が指定できる対象団体として登録された団体です

□主な団体要件

・町内に事務所を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること
・法人格の有無に関わらず、定款、団体規約又はこれに準ずるものを備えていること
・直近１年分以上の事業活動や決算・財務の情報を開示していること
・５名以上の構成員で組織し、代表者を定めていること
・NPO 法別表に掲げる活動その他地域貢献を行う非営利活動団体であること

□主な活動要件

・町の施策と整合する活動を行っていること
※琴浦町地方創生総合戦略に位置付けられた活動です
・ 町内に在住し、活動する者が１人以上いること
・ 活動の目的が、宗教的、政治的なものでないこと

■交付金の使途の要件（交付対象経費）とは

交付金の使途はつぎに掲げる要件のいずれにも該当するものとし、交付金を活用する本制度の趣旨及び交付対象団体が行う活動の趣旨、目的、内容等を考慮し判断します。

・公益性のある活動及びそれに伴う必要な経費であること
・構成員のみを対象とする事業への経費でないこと
・宗教的、政治的な活動のための経費でないこと
・登録を受けた日以降に要した経費であること

※対象とならない経費
・構成員のみを対象とする事業への経費（慶弔費、飲食代など）
・専ら自らの娯楽や趣味を目的とする公益性のない活動

応募方法

■募集期間

随時、募集を受付けています

■提出書類

□交付対象団体登録申請書（様式第１号）　□ 誓約書（様式第１号の２）
※ 添付書類
□定款又は規約　　□社員名簿、役員名簿
□総会や理事会等が行われていることが確認できる資料（総会資料、議事録等）
□活動の写真、その他参考資料

問合せ先

■琴浦町役場 企画政策課　℡：0858-52-1708　E-mail：kikaku@town.kotoura.tottori.jp